



2 医安第 3 9 4 号  
令和 2 年 5 月 2 2 日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長  
( 公 印 省 略 )

「新型コロナウイルス感染症愛知県緊急事態措置」の変更について  
(通知)

愛知県では、5月15日(金)に緊急事態措置を変更し、段階的に社会経済活動のレベルを上げていくこととし、施設を以下の三つに区分し、段階的に緩和を進めています。

区分Ⅰ：クラスター発生実績が無く、かつ県民の健康的な生活に資する施設

区分Ⅱ：クラスター発生実績が無い施設

区分Ⅲ：クラスター発生実績がある施設、及び三つの密がある施設

5月15日(金)には区分Ⅰ・Ⅱを緩和、5月19日(火)には、区分Ⅲの内、クラスター発生実績が無い運動施設の水泳場、ボウリング場、及び床面積が1,000m<sup>2</sup>を超える「ホテル・旅館」の集会の用に供する部分について緩和いたしました。

5月15日から1週間を経過いたしました。感染状況は落ち着いた状況が続いておりますので、段階的な緩和を継続することとし、本日、区分Ⅲのクラスターが発生している施設として、国が各都道府県に対し施設管理者に必要な協力を依頼するよう求めている施設を除いた施設について緩和することとし、別添のとおり緊急事態措置を変更しました。

つきましては、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、県の取組の趣旨に沿った感染防止対策が取り組まれますよう引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、感染防止対策を実施する際の参考として、業種ごとの全国組織等において「感染拡大予防ガイドライン」が策定されており、現在、内閣官房のWEBページ([https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline\\_20200514.pdf](https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200514.pdf))におい

て公表されておりますので、御参考ください。

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 052-954-6303 (ダイヤル)

052-954-6305 (ダイヤル)

052-954-6344 (ダイヤル)

052-954-6304 (ダイヤル)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp

## 新型コロナウイルス感染症 愛知県緊急事態措置

「新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)」及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年5月21日変更。以下「国対処方針」という。)」に基づき、以下により「愛知県緊急事態措置」を継続実施する。

### ■1. 措置を実施する期間

- 2020年4月10日(金)から5月31日(日)まで。(5月7日(木)から25日間延長)

### ■2. 措置の対象とする区域

- 愛知県全域

### ■3. 実施する措置の内容

#### (1) 感染状況及び医療提供体制の状況を踏まえた感染拡大防止策

- 外出の自粛や休業協力要請等の感染拡大防止策を講じるにあたっては、感染状況(疫学的状況)、医療提供体制の状況等を踏まえて、社会経済活動の維持との両立に配慮した取組を実施する。
- 感染状況については、過去7日間における平均の新規感染者数や検査者数に占める陽性者の割合(陽性率)、医療提供体制の状況については、過去7日間における平均入院患者数により、常に定量的な評価を行い見える化を図るとともに、外出の自粛や休業協力の要請、緩和・解除に際しては、基準値を設け適切に判断する。
- 仮に、再度、感染の拡大が認められた場合には、感染拡大防止策を講じる必要があることを、県民・事業者へ周知し、理解と協力を求める。

#### (2) 県民の外出の自粛(法第24条第9項)

- 生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛の協力を要請する。
- やむを得ず外出する場合でも、「密閉」「密集」「密接」(以下、「三つの密」)を避ける行動を徹底することや、テレワークや時差出勤などに努めることを呼びかける。
- 特に、現にクラスターが発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛については、年齢を問わず外出を自粛するよう協力を要請する。
- また、地域の移動の自粛、大規模イベントの自粛、特定警戒都道府県を始めとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動についても極力避けるよう協力を要請する。観光施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等、適切な対応を求める。
- さらに、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、接触機会を極力低減することを目指し、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式(生活スタイル)」を定着していくことの趣旨や必要性について、あらゆる機会を捉えて県民に周知する。

#### (3) 事業者への休業協力要請(施設の使用停止及び催物の開催の自粛の要請)(法第24条第9項)

- 感染リスクが高く、感染拡大の可能性の高い施設等に対する休業協力要請については、施設種別ごとのリスクの態様や、これまでにクラスターが発生した施設類型などを勘案し、県内の感染状況等を

踏まえ、より社会経済活動との両立に配慮しつつ、以下により、適切に要請・緩和・解除を行う。

1) 要請期間 4月17日(金)から5月31日(日)まで

2) 施設区分

施設区分Ⅰ：これまでにクラスターの発生が見られず、かつ県民の健康的な生活に資する施設種別

施設区分Ⅱ：これまでにクラスターの発生が見られない施設種別

施設区分Ⅲ：これまでにクラスターが発生しているような施設種別、「三つの密」がある施設種別

3) 休業協力を要請する施設（法第24条第9項）

- ・ 別表1に示す施設区分Ⅲ-1については、引き続き、「休業協力要請」を継続する。

4) 感染防止対策を要請する施設（法第24条第9項）

- ・ 別表2に示す施設区分Ⅰ及び施設区分Ⅱ（床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>以下で特措法によらない協力依頼を行っている施設を含む）、及び施設区分Ⅲ-2については、休業協力要請を緩和するが、営業を継続又は再開する際の徹底した感染防止対策の実施の協力を要請する。
- ・ 感染防止対策は、施設の種別ごとのリスクの態様に即して、「入場者の制限や誘導」「手指消毒設備の設置」「マスクの着用」等を含め、「三つの密」の徹底的な回避、換気、人と人との距離確保等、別表4に示す感染防止対策、さらに個別施設ごとの対策の実施に際しては、国が公表している業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」などを活用し万全を期すよう要請する。

5) 催物(イベント等)の開催制限

- ・ 全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。
- ・ イベント開催の可否を判断するに当たっては、以下を目安とする。

屋内であれば100人以下、かつ収容定員半分以下の参加人数にすること

屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)

- ・ 別表3に示す県民の生活や社会活動の維持に必要な施設は、基本的に休止を要請しないが、別表4に示す適切な感染防止対策の協力を要請する。また、食事を提供する施設等については、営業時間短縮の協力依頼を緩和するが、特に感染防止対策を徹底するよう協力を要請する。
- ・ さらに、職場への出勤は外出自粛等の要請の対象から除外しているが、事業者に対し、引き続き、在宅勤務やローテーション勤務、時差出勤や自転車通勤等、接触機会を低減する取組を働きかける。
- ・ 県立学校については5月24日(日)までを臨時休業とし、市町村立の学校についても休業を要請する。
- ・ なお、5月17日(日)までは、原則として登校日は設けない。18日(月)以降は、学校再開準備期間として分散による登校日を設定する。さらに、休業期間後の5月25日(月)から31日(日)までは分散登校や時差登校などを実施する。これらについて、県立学校に通知するとともに、市町村立の学校に要請する。
- ・ また、私立学校に対しては、引き続き、必要な情報を提供していく。
- ・ 県立学校の臨時休業時による学習の遅れを取り戻すため、オンライン授業を活用した子供たちの学びを保障できる環境を整備する。
- ・ 仮に、再度、感染の拡大が認められた場合における法第45条第2項、第3項、第4項に基づく要請、指示、公表については、国に協議の上、外出の自粛及び前項までの休業協力要請等の効果を見極めつつ、専門家の意見も聞いた上で行うものとする。

#### (4) 臨時の医療施設における医療の提供

- 新型コロナウイルス感染症に対応する医療体制「愛知方式」では、医療崩壊を防ぐため、重点医療機関等に入院の必要な中等症の患者を集中的に受け入れるとともに、重症者に対しては、高度医療を提供できる治療体制を確保し、軽症者や症状がない患者については、自宅や宿泊施設等での安静・療養を原則としている。
- 「愛知方式」による医療の提供にあたって、再度、感染の拡大が認められるなど、必要が生じた場合は、法に基づき臨時の医療施設における医療の提供、そのための土地・建物の使用を行う。

#### (5) 緊急物資の運送

- 必要に応じ、緊急事態措置の実施に必要な物資、医薬品、医療機器などの輸送を、指定公共機関である輸送事業者に要請する。

#### (6) 物資の売り渡しの要請

- 必要に応じ、緊急事態措置の実施に必要な食料、医薬品などの物資について、所有者に対して売り渡しを要請する。

#### (7) 生活関連物資等の価格の安定等

- 必要に応じ、国や市町村と連携し、県民の生活に関わる物資・役務の価格の高騰や、供給不足が生じないよう関係事業者団体等に対して要請する。

### ■4. 緊急事態措置を円滑に行うための取組み

#### (1) 県民・事業者への周知

- 緊急事態措置の実施にあたり、知事から、県民・事業者に強くアピールし、理解と協力を求める。
- ホームページ、SNS などあらゆる媒体を活用し、県が行う緊急事態措置の周知に努める。
- 施設の利用制限の措置を行う場合は、関係団体等を通じて、周知する。

#### (2) 緊急事態措置に伴う影響への対応

- 緊急事態措置により影響を受ける県民・事業者等に対して、「愛知県新型コロナウイルス感染症緊急対策」や「愛知県新型コロナウイルス感染症経済対策」、国の緊急経済対策に基づく施策などにより、きめ細かな支援に努める。
- 愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金により、4月17日(金)からの休業要請と営業時間短縮の要請に全面的に協力いただける地元中小事業者等に対し、市町村と連携して協力金を交付する。
- 新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金により、県が指定する期間、自主的に休業した理美容事業者に対し、休業協力金を交付する。
- 中小・小規模企業総合相談窓口等により、売り上げ不振を始めとする県民や事業者からの社会経済面の相談に対応する。

#### (3) 医療面での対策

- 患者受け入れ等の医療提供体制の強化、検査体制の充実、相談体制の整備や情報提供など、県民の生命と健康を守る取り組みを引き続き進める。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、入院協力医療機関や帰国者・接触者外来への設備整備の支援を行う。

- 感染症指定医療機関等の負担軽減のため、新型コロナウイルス感染症の軽症者が療養を行う宿泊施設を開設する。
- 新型コロナウイルスに感染した患者等に対応した医療従事者の処遇改善を図るため、県独自の応援金を創設し、患者を受け入れる入院医療機関に交付する。
- 感染拡大と患者数の増加に対応するため、医療用マスクや防護服などの医療用物資を医療機関等に提供する。医療用物資の確保に際しては、企業、団体、個人等の協力も得ながら迅速に進める。
- 地域の診療所等で診察を受け、PCR 検査が必要と判断される方の需要増大に備えるとともに、帰国者・接触者外来の負担を軽減するため、屋外でのドライブスルー方式等によるPCR検査を集中的に行うPCR 検査所を設置する。

#### (4) 経済対策

- 県民の生活や企業等の経済活動への影響を最小限に抑えるため、県独自に、あるいは国の緊急経済対策に呼応して、県内市町村とも緊密な連携を図りながら取組を推進することにより、現下の厳しい経済状況を克服し、活力ある社会経済活動を取り戻す。

##### 1) 事業者に対する支援

- 国制度を活用した実質無利子、無担保、保証料ゼロの融資制度「感染症対応資金」により、一段と業況が悪化する中小・小規模事業者の借換や長期資金のニーズに対応する。  
また、事業が正常化するまでの当座資金として、また、雇用調整助成金等が給付されるまでのつなぎ資金として、実質無利子、無担保、保証料ゼロの融資制度「緊急小口つなぎ資金」により、中小・小規模事業者の資金繰り支援を拡充する。
- 無担保、かつ延滞金なしで、1年間、県税の徴収を猶予する特例措置を創設し、収入が大幅に減少した事業者等の負担を軽減する。
- 農業、漁業、製造業、飲食業、小売業など幅広い業種で活用できる持続化給付金について、きめ細かな相談対応を実施するとともに、中小企業が支給する休業手当を助成する雇用調整助成金について、あいち労働総合支援フロア「労働相談コーナー」や県民事務所等産業労働課における労働相談、県ホームページ、メールマガジン等を通じて周知する。
- 国と県が利子補給を行い、当初5年間実質無利子・無担保・無保証料で借り入れできる農業近代化資金及び漁業近代化資金について、融資枠を拡大し、農林水産事業者等を支援する。
- イベントや冠婚葬祭の自粛等により需要が低迷している「花き」や大葉等の「つまもの」について、新たな利活用に取り組む農業者を支援する。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動の場が減少したアーティストや文化芸術団体等の活動を支援する。

##### 2) 家計に対する支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業により、収入が減少した世帯に対して、生活福祉資金貸付制度の拡充により、生活費用を支援するとともに、住居確保給付金の支給対象を拡大し、離職や廃業と同程度の状況になり、住居を失った又は住居を失うおそれのある世帯に対し、期間を定めて家賃相当額を支援する。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による解雇等により、住まいの確保が困難となった方に県営住宅を提供する。

##### 3) さらなる対策

感染症拡大が収束した後を見据え、国の取組と足並みを揃えながら、経済回復への支援策を展開する。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後の官民一体型の消費喚起キャンペーンの実施など、観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援
- ・ スマート農業の導入・実証などを通じた農林水産業への支援
- ・ 文化芸術、スポーツ活動の事業継続や生活維持に係る支援
- ・ 生産拠点の国内回帰や多元化等を通じたサプライチェーン改革
- ・ 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援
- ・ テレワークや遠隔教育など、リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速

#### (5) 多くの人が集まる場での対策

- ・ 多くの人が集まる場での対策として、スーパー等における「あいちの買い物ルール」の実践や、公園等利用時のお願いなど、少人数での利用・混雑を避ける・人と人の距離を適切にとる等の行動を促す。

#### (6) 市町村との連携

- ・ 本緊急事態措置を市町村に周知し、県民の外出の自粛の要請など、緊急事態措置の実施に協力を求める。

#### (7) 海外からの帰国者への対応

- ・ 帰国後に咳や発熱等の症状が出た場合は、帰国者・接触者相談センターに相談するよう周知する。

#### (8) 県の実施体制

- ・ 緊急事態措置の実施期間中、県民や事業者等の疑問や不安に対応するため、ワンストップで対応する「県民相談窓口(コールセンター)」を開設する。
- ・ 県が主催するイベントの開催や県民利用施設の再開等については、適時適切に判断する。
- ・ 緊急性のない業務の休止や延期、縮小などを徹底し、全庁を挙げて、緊急事態措置を含めた新型コロナウイルス対策を推進する。

### ■5. 県民の皆様、事業者の皆様へのお願い

#### (1) 外出自粛等のお願い

- ・ 県民の皆様に対して、以下の取組を継続して頂くようお願いいたします。
- ・ 今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、接触機会を極力低減することを目指し、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生などの基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式(生活スタイル)」を実践して頂くようお願いいたします。

- ① 医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛。いわゆる「3つの密」がそろそろ場への外出や集まりへの参加について自粛。
- ② 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛
- ③ 地域の移動の自粛、大規模イベントの自粛、県外への移動の自粛

- ④ スーパー等での買い物の際の、少人数・短時間・咳エチケットの徹底・混雑時を避ける・買いためや買い急ぎはしない・毎日の利用はしないの「あいちの買い物ルール」の実践
- ⑤ 接触機会を低減する「新しい生活様式(生活スタイル)」の実践

## (2)休業協力等のお願い

- 事業者の皆様に対して、感染リスクが高く、感染拡大の原因となる可能性の高い施設等について、以下の取組を継続して頂くようお願いします。
  - ① これまでにクラスターが発生しているような施設種別、「三つの密」がある施設種別については、引き続き休業等へ協力を要請いたします。
  - ② ①以外の、これまでにクラスターの発生が見られない施設種別等については、休業協力要請を緩和しますが、施設の使用及び催物の開催を継続又は再開する際には、施設の種別毎のリスクの態様に即して、「三つの密」の徹底的な回避等、徹底した感染防止対策の実施の協力を要請します。  
対策の実施に際しては、国が公表している業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」などを活用し、万全を期していただくようお願いします。
- 県民の生活や社会活動の維持に必要な施設には、基本的に休止を要請しませんが、適切な感染防止対策の協力を要請するとともに、食事を提供する施設等については、営業時間短縮の依頼を緩和しますが、特に感染防止対策を徹底するよう協力を要請いたします。
- スーパー等の事業者の皆様に対して、混雑時の入場制限・人と人の距離の確保・共用部の消毒・手指消毒・レジ前のパーティションの設置を行うとともに、開店から1時間程度を高齢者、障害者、妊婦、ヘルプマークの皆様が安心して買い物できる「あいちの買い物ルール」の実践へのご配慮をお願いします。
- それぞれの職場において、在宅勤務やローテーション勤務、時差出勤や自転車通勤など、人と接触を低減する取組をお願いします。

## (3)生活必需品の物資確保についてのお願い

- 生活必需品などの物資の確保について、事業者の皆様には県民が安心して購入できる環境を整えていただくとともに、県民の皆様には冷静な対応をお願いします。

## (4)医療従事者への風評被害についてのお願い

- 医療崩壊を起こさないためにも、感染症対策に取り組む医療従事者が差別等をされることがないよう、ご理解とご協力をお願いします。



※「個別施設」が属する、「施設区分」や「施設種類」、「休業協力要請」の対象となっているか否か、について知りたい場合は、以下の表を参照するとともに、疑義や不明な点がある場合は、県民総合窓口(コールセンター)に問い合わせること。

別表1「休業協力を要請する施設」

別表2「感染防止対策を要請する施設」(休業協力要請を緩和した施設等)

別表3「基本的に休止を要請しない施設」

別表4「緩和施設等で講じるべき感染防止対策一覧表」

別表5「施設対象一覧表」(施設の種類別・床面積の合計区分別)

別表6「今回・5月22日の休業協力要請「緩和施設・継続施設」一覧表」

別表7「お問い合わせの多い施設」 (Web ページでは別ファイルで掲載しているので要注意)

(連絡問合せ先)

県民相談総合窓口(コールセンター)

電話:052—954—7453

Email:sodan-corona@pref.aichi.lg.jp

## 別表1. 休業協力を要請する施設

### <施設区分Ⅲ-1>

#### ① 床面積の合計によらない下記の施設 (法第24条第9項)

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業協力要請)	キャバレー、ナイトクラブ、バー※、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、カラオケボックス、ライブハウス 等 ※バー等(接待を伴うもの)
運動施設		スポーツジム

(注1) 下記の施設は、5月19日から、休業協力要請を緩和することとし、別表2の施設区分Ⅲ-2に移行する。

○運動施設(水泳場、ボーリング場)

○ホテル又は旅館(床面積の合計が1000㎡を超える施設の集会の用に供する部分に限る。)

(注2) 下記の施設は、5月22日から、休業協力要請を緩和することとし、別表2の施設区分Ⅲ-2に移行する。

○遊興施設等(ダンスホール、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、競艇場外発売場、及び接待を伴わないバー 等)

○運動施設(体育館)

○遊技施設(マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等)

別表2. 感染防止対策を要請する施設

※別表4「感染防止対策」の徹底した実施の協力を要請

<施設区分Ⅰ>

施設の種類	要請内容	内訳
博物館等	徹底した感染防止対策の実施の協力要請	博物館、美術館、図書館

<施設区分Ⅱ>

施設の種類	要請内容	内訳
劇場等	徹底した感染防止対策の実施の協力要請	劇場、観覧場、映画館、演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場
文教施設		学校(大学等を除く。)
大学・学習塾等		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗
ホテル又は旅館 (床面積の合計が1000㎡以下の施設)	適切な感染防止対策の協力要請	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)

<施設区分Ⅲ-2>

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設等	徹底した感染防止対策の実施の協力要請	ダンスホール、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、競艇場外発売場及び接待を伴わないバー 等
運動施設、遊技施設		体育館、水泳場、ボーリング場などの運動施設。マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等
ホテル又は旅館 (床面積の合計が1000㎡を超える施設)		ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)

(注) 「ホテル又は旅館の集会の用に供する部分」の使用に際しては、■3(3)5)催物(イベント等)の開催制限における「屋内の開催可否の目安」を遵守すること。

別表3. 基本的に休止を要請しない施設

※別表4「感染防止対策」の徹底した実施の協力を要請

(1) 社会福祉施設等

施設の種類	要請内容	内訳
社会福祉施設等	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請	保育所、学童クラブ等
	適切な感染防止対策の協力要請	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)

(2) 社会生活を維持する上で必要な施設

(「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」(令和2年4月16日変更)を踏まえた整理)

施設の種類	要請内容	内訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局等
生活必需物資販売施設		卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力要請、 (営業時間短縮の協力要請は緩和)	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを含む。)
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿等
交通機関等		バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等)等
工場等		工場、作業場等
金融機関・官公署等	テレワークの一層の推進を要請、 適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係等

別表 4. 緩和施設等で講じるべき感染防止対策一覧表

緩和施設で講じるべき感染防止対策		施設区分																				出典			備考			
		区分Ⅰ	区分Ⅱ								区分Ⅲ				市民の生活や社会活動の維持に必要な施設									国対処方針		国事務連絡	専門家提言	
			博物館等	劇場等	集会・展示施設		文教施設	大学・学習塾等	商業施設		ホテル・旅館	遊興施設等	運動施設	遊技施設	ホテル・旅館	催物開催(イベント等)	社会福祉施設等	社会生活を維持する上で必要な施設										
対策区分	具体的な対策・工夫の内容			集会場等	展示場			物品販売	サービス業等	1000㎡以下			1000㎡超		医療施設	販売施設	生活必需物資	食事提供施設	住宅・宿泊施設	交通機関等	工場等	金融機関・官公庁等	その他					
共通	発熱者等の施設へ入場防止・注意喚起の掲示 ・従業員の検温・体調確認を行い発熱者や体調不良の従業員の出勤を停止 ・来訪者の検温・体調確認を行い発熱者や体調不良の来訪者の入場を制限	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止・注意喚起の掲示 ・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保) ・換気を行う(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける) ・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	飛沫防止、接触感染の防止・注意喚起の掲示 ・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行、目の防護具の装着 ・来訪者の入店時におけるマスクの着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・店舗、事務所内の定期的な消毒	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	移動時における感染の防止 ・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自動車・徒歩等による出勤の推進) ・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等) ・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	「人との接触を8割減らす、10のポイント」の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	「新しい生活様式」の実践例の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
密接	対面する場でのパーティション・ビニールカーテン等の設置・対面機会の回避	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	滞在時間の制限	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	少人数での滞在時間の制限					●	●																					●
	ロッカー、シャワー等屋内共用施設の使用制限											●	●															●
密集	四方空けた席配置	●	●	●		●	●		●		●																	●
	座席等間隔の確保(1m、できれば2mの間隔確保)										●	●							●							●	●	●
	真正面を避けた座席配置																		●								●	●
	座敷席等における多人数での使用自粛										●			●					●								●	●
	座席間でのパーティションの設置										●	●		●					●								●	●
	大皿での取り分けによる食料提供の自粛										●			●					●								●	●
	レジ等での間隔の確保								●	●																		●
	展示配置の工夫	●																										●
	接触スポーツの制限												●															●
	密の注意喚起の掲示																								●	●	●	●
衛生	個室などの部屋の使用(定員人数の半分の利用)					●	●					●							●								●	●
	集会の用に供する部分での宴会等は、100人以下、かつ収容定員の半分以下の人数にする												●															
	他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所(テーブル、ドアノブ等)の消毒	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	入場時手指衛生(消毒設備の設置)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	客入れ替えのタイミングでの消毒	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
その他	トイレ内の対応(ハンドドライヤー・共通タオルの禁止、蓋を閉めて流すよう表示)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	休憩スペースでの対応(人数の制限、対面食事・会話の自粛、定期的消毒等)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	入場時体調チェック(入場時間が長い場合)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	店内音楽(BGM、遊技機)を必要最小限にし、大声での会話の必要がない遊技環境の保持																											●
「比較的少人数」での開催に限る																											●	
大声での発生、歌唱や声援、接近した距離での会話等の禁止																											●	

10 4 5 6 13 7 12 11 9 9 8

別表5 施設対象一覧(施設の種別・床面積の合計区分別)

「休業協力要請」 施設の使用停止及び催物の開催の停止に協力を要請する施設

「感染防止協力要請」 施設の種別毎のリスクの態様に即して、「三つの密」の徹底的な回避等、別表4「感染防止対策」の徹底した実施を要請

施設区分	施設種別	施設類型	1,000㎡超	100㎡超～ 1,000㎡以下	100㎡以下
I	博物館等	博物館	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		美術館			
		図書館			
II	劇場等	劇場	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		観覧場			
		映画館			
		演芸場			
II	集会・ 展示施設	集会場	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		公会堂			
		展示場			
II	文教施設	学校(大学等を除く)	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
II	大学・学習塾等	大学	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		専修学校			
		各種学校などの教育施設			
		自動車教習所			
		学習塾			
II	商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗			
II又は III	ホテル 又は旅館	ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
III	遊興施設等	キャバレー	休業協力要請	休業協力要請	休業協力要請
		ナイトクラブ			
		バー(接待を伴うもの)			
		個室付浴場業に係る公衆浴場			
		ヌードスタジオ			
		のぞき劇場			
		ストリップ劇場			
		カラオケボックス			
		ライブハウス			
		バー(接待を伴わないもの)	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		ダンスホール			
		個室ビデオ店			
		ネットカフェ			
		漫画喫茶			
		射的場			
		勝馬投票券発売所			
場外車券売場					
競艇場外発売場					
III	運動施設 遊技施設	体育館	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		水泳場	休業協力要請	休業協力要請	休業協力要請
		ボウリング場			
		スポーツジム	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		マージャン店			
		パチンコ屋			
ゲームセンターなどの遊技場					

施設区分	施設種別	施設類型	1,000㎡超	100㎡超～ 1,000㎡以下	100㎡以下
—	社会福祉施設等	保育所	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		学童クラブ			
		通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）			
		保健医療サービス提供施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）			
—	医療施設	病院	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		診療所			
		薬局			
—	生活必需物資販売施設	卸売市場	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		食料品売り場			
		百貨店における生活必需物資売場			
		ホームセンターにおける生活必需物資売場			
		スーパーマーケットにおける生活必需物資売場			
		コンビニエンスストア			
—	食事提供施設	飲食店（居酒屋含む・宅配・テイクアウト含む）	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		料理店（宅配・テイクアウト含む）			
		喫茶店（宅配・テイクアウト含む）			
—	住宅・宿泊施設	ホテル	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		旅館			
		共同住宅			
		寄宿舎			
		下宿			
—	交通機関等	バス	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		タクシー			
		レンタカー			
		鉄道			
		船舶			
		航空機			
		物流サービス（宅配等）			
—	工場等	工場	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		作業場			
—	金融機関・官公署等	銀行	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		証券取引所			
		証券会社			
		保険			
		官公署			
		事務所			
—	その他	メディア	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		葬儀場			
		銭湯			
		質屋			
		獣医			
		理美容			
		ランドリー			
		ごみ処理関係			

■催物（イベント等）の開催

<p>・全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。</p> <p>・イベント開催の可否を判断するに当たっては、以下を目安とする。  屋内であれば100人以下、かつ収容定員半以下の参加人数にすること  屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）</p>	<p>開催する場合には、以下の条件を満たすことを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三密の発生が想定されないこと</li> <li>・大声での発生、歌唱や声援等が想定されないこと</li> <li>・徹底した感染予防対策が講じられること</li> </ul>
---	--

【問い合わせ先】

《愛知県・新型コロナウイルス感染症に関する県民相談総合窓口（コールセンター）》

電話番号：052-954-7453

開設時間：9時～17時（土日祝日含む毎日）

別表6 今回・5月22日の休業協力要請「緩和施設・継続施設」一覧表

種類	休業協力要請を緩和する施設	休業協力要請を継続する施設
遊興施設	パブ(接待を伴わないもの) バー(接待を伴わないもの) ダーツバー(接待を伴わないもの) インターネットカフェ 漫画喫茶 射的場 場外馬(車・舟)券場 個室ビデオ店 アダルトショップ ダンスホール	パブ(接待を伴うもの) バー(接待を伴うもの) ダーツバー(接待を伴うもの) キャバレー ナイトクラブ ライブハウス カラオケボックス スナック 個室付浴場業に係る公衆浴場 デリヘル ヌードスタジオ のぞき劇場 ストリップ劇場
運動施設	体育館 柔剣道場 ホットヨガ、ヨガスタジオ スケート場 ゴルフ練習場 バッティング練習場 陸上競技場 野球場 テニス場 弓道場	スポーツジム
遊技施設	遊園地 テーマパーク パチンコ屋 ゲームセンター マージャン店	

## 別表7 お問い合わせの多い施設

### 1 休業協力を要請する施設

<施設区分Ⅲ-1> これまでにクラスターが発生しているような施設種別、「三つの密」がある施設

①床面積の合計によらない下記の施設(法第24条第9項)

施設の種類	内訳	要請の内容
遊興施設等	キャバレー	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業協力要請)
	ナイトクラブ	
	スナック	
	バー(接待を伴うもの)	
	ダーツバー(接待を伴うもの)	
	パブ(接待を伴うもの)	
	性風俗店	
	デリヘル	
	カラオケボックス	
	ライブハウス	
運動施設	スポーツジム	施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 (=休業協力要請)



## 2 感染防止対策を要請する施設

＜施設区分Ⅰ＞ これまでにクラスターの発生が見られず、かつ県民の健康的な生活に資する施設

施設の種類	内訳	要請の内容
博物館等	博物館	徹底した感染防止対策の実施の協力要請
	美術館	
	図書館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
	動物園	
	植物園	

＜施設区分Ⅱ＞ これまでにクラスターの発生が見られない施設種別

施設の種類	内訳	要請の内容
劇場等	劇場	徹底した感染防止対策の実施の協力要請
	観覧場	
	プラネタリウム	
	映画館	
	演芸場	
集会・展示施設	集会場	徹底した感染防止対策の実施の協力要請
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
	多目的ホール	
文教施設	幼稚園	徹底した感染防止対策の実施の協力要請
	小学校	
	中学校	
	義務教育学校	
	高等学校	
	高等専門学校	
	中等教育学校	
	特別支援学校	
大学・学習塾等	大学	徹底した感染防止対策の実施の協力要請
	専門学校	
	高等専修学校	
	専修学校・各種学校	
	日本語学校・外国語学校	
	インターナショナルスクール	
	自動車教習所	

施設の種類	内訳	要請の内容
大学・学習塾等	学習塾	徹底した感染防止対策の実施の協力要請
	英会話教室	
	音楽教室	
	囲碁・将棋教室	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	
	そろばん教室	
	バレエ教室	
	体操教室	
商業施設	ペットショップ	徹底した感染防止対策の実施の協力要請
	ペット美容室(トリミング)	
	宝石類や金銀の販売店	
	住宅展示場(戸建て、マンション)	
	古物商	
	金券ショップ	
	古本屋	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
	囲碁・将棋盤店	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	土産物店	
	旅行代理店(店舗)	
	アイドルグッズ専門店	
	ネイルサロン	
	まつ毛エクステンション	
	スーパー銭湯	
	岩盤浴	
	サウナ	
	エステサロン	
	日焼けサロン	
	脱毛サロン	
	写真屋・フォトスタジオ	
美術品販売		
展望室		

<施設区分Ⅲ-2>

施設の種類	内訳	要請の内容
遊興施設等	<u>バー(接待を伴わないもの)</u>	徹底した感染防止対策の実施の協力要請
	<u>ダーツバー(接待を伴わないもの)</u>	
	<u>パブ(接待を伴わないもの)</u>	
	ダンスホール	
	アダルトショップ	
	個室ビデオ店	
	インターネットカフェ	
	漫画喫茶	
	射的場	
	場外馬(車・舟)券場	
運動施設 遊技施設	体育館	徹底した感染防止対策の実施の協力要請
	屋内・屋外水泳場	
	ボウリング場	
	スケート場	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
	ゴルフ練習場	
	バッティング練習場	
	陸上競技場	
	野球場	
	テニス場	
	柔剣道場	
	弓道場	
	マージャン店	
	パチンコ屋	
	ゲームセンター	
テーマパーク		
遊園地		
ホテル 又は旅館	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)	徹底した感染防止対策の実施の協力要請 【床面積の合計が1,000㎡を超える施設】

### 3 基本的に休止を要請しない施設

#### (1) 社会福祉施設等

種類	施設	要請の内容
社会福祉施設等	保育所等 (幼保連携型認定こども園を含む)	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請
	放課後児童クラブ(学童保育)	
	障がい児通所支援事業所	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	適切な感染防止対策の協力を要請 ※通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。
	障害福祉サービス等事業	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	
	婦人保護施設	
	その他の社会福祉施設	

#### (2) 社会生活を維持する上で必要な施設

種類	施設	要請の内容
医療施設 (※)	病院	適切な感染防止対策の協力要請 ※有資格者が治療を行うものに限る
	診療所	
	歯科	
	薬局	
	鍼灸・マッサージ	
	接骨院	
	整体院	
	柔道整復	
生活必需物資 販売施設	卸売市場	適切な感染防止対策の協力要請
	食料品売場(移動販売店舗を含む)	
	コンビニエンスストア	
	百貨店(生活必需品売場)	
	スーパーマーケット	
	ホームセンター(生活必需品売場)	
	ショッピングモール(生活必需品売場)	
	ガソリンスタンド	
	靴屋	
	衣料品店	
	雑貨屋	
	文房具屋	
	酒屋	
	本屋	
自転車屋		

種類	施設	要請の内容
生活必需物資 販売施設	家電販売店	適切な感染防止対策の協力要請
	園芸用品店	
	鍵屋	
	家具屋	
	自動車販売店	
	カー用品店	
	花屋	
食事提供施設	飲食店	適切な感染防止対策の協力要請 (営業時間短縮の協力要請は緩和) (宅配・テイクアウトサービスを含む)
	料理店	
	喫茶店	
	和菓子・洋菓子店	
	タピオカ屋	
	居酒屋	
	屋形船	
住宅・宿泊施設	ホテル(集会の用に供する部分を除く)	適切な感染防止対策の協力要請
	カプセルホテル	
	旅館(集会の用に供する部分を除く)	
	民泊	
	共同住宅	
	寄宿舍	
	下宿	
	ラブホテル	
	ウィークリーマンション	
交通機関等	バス	適切な感染防止対策の協力要請
	タクシー	
	レンタカー	
	電車	
	船舶	
	航空機	
	物流サービス(宅配等含む)	
工場等	工場	適切な感染防止対策の協力要請
	作業場	
金融機関 官公署等	銀行	テレワークの一層の推進を要請、 適切な感染防止対策の協力要請
	消費者金融	
	ATM	

種類	施設	要請の内容
金融機関 官公署等	証券取引所	テレワークの一層の推進を要請、 適切な感染防止対策の協力要請
	証券会社	
	保険代理店	
	官公署	
	各種事務所	
その他	理髪店	適切な感染防止対策の協力要請 ※物価統制令の対象となるもの
	美容院	
	銭湯(公衆浴場) ※	
	貸倉庫	
	郵便局	
	メディア	
	貸衣裳屋	
	不動産屋	
	結婚式場(貸衣裳含む)	
	葬儀場・火葬場	
	質屋	
	獣医	
	ペットホテル	
	たばこ屋(たばこ専門店)	
	ブライダルショップ	
	修理店(時計、靴、洋服等)	
	100円ショップ	
	駅売店	
	ランドリー	
	クリーニング店	
	ごみ処理関係	
神社		
寺院		
教会		